

副
本

控
訴
状

101 東京都千代田区神田多町二丁目二番地

控 訴 人 株式会社 早 川 書 房

右代表者代表取締役 早 川 清

158 東京都世田谷区深沢二丁目一〇番二八号

住 民 法 律 セ ン タ ー (七〇四) 一二五一

右訴訟代理人弁護士 五十嵐 敬 喜

107 東京都港区赤坂二丁目二番二一号

永田町法曹ビル二階

東京合同法律事務所 (五八六) 三六五一

右 同 菅 原 哲 朗

101 東京都千代田区神田小川町二丁目二番七号

水晶堂ビル

お茶の水綜合法律事務所 (二九五) 九一六一

右 同

堀

敏

明

105 東京都港区新橋四丁目一〇番一号

被 控 訴 人

株式会社 徳 間 書 店

右代表者代表取締役

徳 間 康 快

53/ 大阪府大阪市大淀区豊崎五丁目五~~四~~番二四号七〇二

被 控 訴 人

堀

晃

出版差止等請求控訴事件

訴訟物の価額 金一、〇二〇万円

貼用印紙額 金八七、九〇〇円

右当事者間の東京地方裁判所昭和五六年(ワ)第四二一〇号出版差止等請求事件につき、昭和五九年三月二三日同裁判所において判決言渡があり、同日判決正本の送達を受けたが、控訴人は右判決に不服があるから控訴を提起する。

原判決主文

原告の請求をいずれも棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

控訴の趣旨

原判決を取消す。

被控訴人株式会社徳間書店は、徳間文庫本「太陽風交点」の印刷、製本、発行、頒布をしてはならない。

被控訴人らは各自、控訴人に対し、金一〇二〇万円及びこれに対する昭和五六年三月五日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。
との判決並に仮執行の宣言を求めらる。

控訴の理由

口頭弁論で陳述する。

付 属 書 類

訴訟委任状

一通

昭和五九年三月二三日

右控訴人代理人

弁護士

五十嵐

敬

同

菅原

哲

同

堀

敏

明



朗



喜



東京高等裁判所 御中